

議事日程(第6号)

令和6年12月13日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 議案第77号 工事請負契約の締結について
- 日程第3 議案第78号 由布市ポイ捨て等の防止に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第79号 由布市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第80号 由布市行政区設定条例の一部改正について
- 日程第6 議案第81号 由布市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第82号 由布市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第83号 由布市民運動場条例等の一部改正について
- 日程第9 議案第84号 由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第85号 由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第86号 由布市道の駅ゆふいんの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第87号 証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止に関する協議について
- 日程第13 議案第88号 令和6年度由布市一般会計補正予算(第8号)
- 日程第14 議案第89号 令和6年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第90号 令和6年度由布市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第91号 令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第92号 令和6年度由布市水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第93号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第94号 由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第95号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第96号 令和6年度由布市一般会計補正予算(第9号)
- 日程第22 議案第97号 令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)

日程第23 議案第98号 令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第4号）

日程第24 予算特別委員会の設置

追加日程

日程第1 発議第6号 子どもたちのゆたかな学びの保障のための長時間労働是正を求める意見書

日程第2 閉会中の継続審査・調査申出書

本日の会議に付した事件

日程第1 請願・陳情について

日程第2 議案第77号 工事請負契約の締結について

日程第3 議案第78号 由布市ポイ捨て等の防止に関する条例の制定について

日程第4 議案第79号 由布市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について

日程第5 議案第80号 由布市行政区設定条例の一部改正について

日程第6 議案第81号 由布市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第82号 由布市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部改正について

日程第8 議案第83号 由布市民運動場条例等の一部改正について

日程第9 議案第84号 由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定について

日程第10 議案第85号 由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定について

日程第11 議案第86号 由布市道の駅ゆふいんの指定管理者の指定について

日程第12 議案第87号 証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止に関する協議について

日程第13 議案第88号 令和6年度由布市一般会計補正予算（第8号）

日程第14 議案第89号 令和6年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第15 議案第90号 令和6年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第16 議案第91号 令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

日程第17 議案第92号 令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）

日程第18 議案第93号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

日程第19 議案第94号 由布市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正について

日程第20 議案第95号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について

- 日程第21 議案第96号 令和6年度由布市一般会計補正予算（第9号）
 日程第22 議案第97号 令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
 日程第23 議案第98号 令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第4号）
 日程第24 予算特別委員会の設置

追加日程

- 日程第1 発議第6号 子どもたちのゆたかな学びの保障のための長時間労働是正を求める意見書
 日程第2 閉会中の継続審査・調査申出書

出席議員（18名）

1番 首藤 善友君	2番 志賀 輝和君
3番 高田 龍也君	4番 坂本 光広君
5番 吉村 益則君	6番 田中 廣幸君
7番 加藤 裕三君	8番 平松恵美男君
9番 太田洋一郎君	10番 加藤 幸雄君
11番 鷺野 弘一君	12番 長谷川建策君
13番 佐藤 郁夫君	14番 湊野けさ子君
15番 佐藤 人已君	16番 田中真理子君
17番 佐藤 孝昭君	18番 甲斐 裕一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 工藤 由美君	書記 富川 由佳君
書記 中島 進君	書記 生野 洋平君

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 相馬 尊重君	副市長 …………… 小石 英毅君
教育長 …………… 橋本 洋一君	
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………	古長 誠之君

財政課長 …………… 大久保 暁君
総合政策課長兼地方創生推進室長 …………… 一法師良市君
会計管理者 …………… 二宮 啓幸君 建設課長 …………… 衛藤 武君
商工観光課長 …………… 大塚 守君
福祉事務所長兼福祉課長 …………… 後藤 昌代君
挾間振興局長兼地域振興課長 …………… 井原 和裕君
庄内振興局長兼地域振興課長 …………… 佐藤 重喜君
湯布院振興局長兼地域振興課長 …………… 米津 康広君
教育次長兼教育総務課長 …………… 安部 正徳君
消防長 …………… 大嶋 陽一君

午前10時00分開議

○議長（甲斐 裕一君） 皆さん、おはようございます。本定例会も本日が最終日でございます。議員及び執行部各位には、連日の審査等でお疲れのことと存じますが、最後までよろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

初めに、私から執行部に対しましてお願ひを申し上げます。今期定例会における本会議や常任委員会において、質疑に対する執行部側の答弁の食い違いや説明に欠ける部分が見受けられました。十二分な審議が行われるためにも、今後、議会への説明責任を果たし、適切かつ丁寧な説明、答弁に努められるようよろしくお願ひいたします。

執行部より、市長、副市長、教育長並びに各関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第6号により行います。

○議長（甲斐 裕一君） まず、日程第1、請願・陳情についてを議題とします。

本定例会において付託いたしました請願3件並びに継続審査となっていました陳情1件について、各常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、太田洋一郎君。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員長の太田洋一郎です。陳情審査の報告をいたします。

本委員会に付託の陳情は、審査の結果は下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により御報告申し上げます。

日時、令和6年12月9日月曜日、審査及びまとめ。

場所、本庁舎新館3階、第1委員会室。

出席者は、記載のとおりです。

担当課、総合政策課。

書記、議会事務局。

受理番号5、受理年月日、令和6年6月6日。件名、2種運転手不足の昨今、「旧町内を昼間」なら、タクシー会社の運行管理で「白ワゴン、1種免許（認定講習）」でも良いのでは？

委員会の意見。本陳情は、コミュニティバス等における自家用有償旅客運送制度及び自家用有償旅客運送における第1種運転免許者の活用を求めるもの。

当委員会は、令和6年6月24日、令和6年9月17日及び令和6年12月9日に陳情者からの意見聴取を行いました。

委員会の意見としては、陳情者の趣旨は理解するものの、自家用有償運送制度及び自家用有償旅客運送における第1種免許者の活用は、まずは、コミュニティバス等の運用方法を充実させることが優先されるべきであることから時期尚早であるという結論に達しました。

審査の結果、不採択すべきと決定。

審査結果、不採択すべきと決定。

以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、教育民生常任委員長、田中真理子さん。

○教育民生常任委員長（田中真理子君） おはようございます。教育民生常任委員会委員長、田中真理子です。本委員会に付託されました請願について報告をいたします。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記。

日時、令和6年12月9日月曜日、審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第2委員会室です。

出席者は、記載のとおりです。

書記は、議会事務局です。

裏面を御覧ください。

審査結果、下記のとおり。

請願。受理番号6、受理年月日、令和6年11月18日。件名、子どもたちのゆたかな学びの保障のための長時間労働是正を求める請願。

本請願は、持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びが保障されるためには、教職員の長時間労働是正と、義務教育無償の原則により教育の機会均等と教育水準の維持向上をはかる義務教育国庫負担制度の拡充が両輪として必要不可欠であることから、学校の長時間労働是正に資する政策が実行されるよう、国の関係機関への意見書提出を要請するものである。

委員会として、大分県内における教職員の志願者が減少傾向にあること、また由布市内の学校現場でも人員不足や教職員の長時間労働が深刻化している現状も鑑み、慎重審査の結果、全員一致で採択すべきと決定しました。

審査結果、採択すべきと決定。

慎重審査のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、産業建設常任委員長、田中廣幸君。

○産業建設常任委員長（田中 廣幸君） 皆様、おはようございます。産業建設常任委員長の田中廣幸です。請願の審査報告をいたします。

本議会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告いたします。

日時、令和6年12月9日月曜、現地視察、請願審査、まとめ。

場所はゆふいんラックホール2階、会議室。現地視察は湯布院町塚原、川南、川上です。

出席者は、産業建設常任委員全員です。

担当課は、記載のとおりです。

書記は、議会議務局です。

審査結果。

請願。受理番号5、件名、「豪雨による災害対策（塚原地区）」に関する請願。

本請願は、令和6年台風10号による大雨によりもたらされた土砂災害を受け、近年度々繰り返される塚原地域での豪雨災害に関する対策を求めるものである。

委員会では現地視察として、請願者立会いのもと現場の確認を行った後、執行部から現状の聞き取りを行った。

塚原地域の水害の大きな原因の一つとして、高速道路からの雨水排水が考えられる。対策を行うにあたり、その土地が民有地であることや自主財源以外の予算として災害予防対策（砂防・治山事業等）の国県補助事業にもあたらないという問題もあるが、高速道路からの排水対策は地域の抱える水害の根本的な対策となり得るものであることから、今後とも調査研究や関係機関等との協議を継続していただきたく、委員会としては趣旨採択との結論に至った。

慎重審査の結果、賛成多数で趣旨採択すべきと決定した。

審査結果、趣旨採択すべきと決定。

受理番号7、件名、温湯川の土石水害復旧（土石流対策護岸）及び、枝温湯地区の生活路の防災対策（緊急避難路の確保）に関する請願書。

本請願は、令和2年7月以降毎年発生する県道別府一の宮線、並びに枝温湯地区及び東石松地区の土砂等災害について、現状把握と早期対策を由布市と大分県に求めるものである。

委員会では現地視察として、請願者立会いのもと現場の確認を行った後、執行部から現状の聞き取りを行った。

執行部からは、当該県道下の地域において度重なる豪雨による土砂流入が発生していることを鑑み今年度から雨水対策の検討を始めたこと、また、当該県道沿いの他地域からも要望や相談を受けていることの説明があった。また、大分県土木事務所でも3から5か年での対応を計画するというような状況も伺った。

執行部及び大分県でも現状把握はしており、本請願の地域のみではなく広範囲にわたる問題でもあるため広域的な対策を考えていく必要もあることから、引き続き調査研究を継続していただきたく、委員会としては趣旨採択という結論に至った。

慎重審査の結果、全員一致で趣旨採択すべきと決定した。

審査結果、趣旨採択すべきと決定。

以上で、慎重審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより審議に入ります。

なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

まず、請願受理番号5、「豪雨による災害対策」に関する請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願受理番号5の請願について採決します。この請願に対する委員長報告は趣旨採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、受理番号5の請願は委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

次に、請願受理番号6、子どもたちのゆたかな学びの保障のための長時間労働是正を求める請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願受理番号6の請願について採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、受理番号6の請願は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、請願受理番号7、温湯川の土石水害復旧（土石流対策護岸）及び、枝温湯地区の生活路の防災対策（緊急避難路の確保）に関する請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。この請願に対する委員長報告は趣旨採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、受理番号7の請願は委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

次に、陳情受理番号5、2種運転手不足の昨今、「旧町内を昼間」なら、タクシー会社の運行管理で「白ワゴン、1種免許（認定講習）」でも良いのでは？を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより受理番号5の陳情について採決します。これより採決いたします。この陳情に対する委員長報告は不採択です。よって、原案について採決します。この陳情は原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立0名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立少数です。よって、受理番号5の陳情は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第2、議案第77号から日程第23、議案第98号までの22件を一括議題とします。

付託しております各議案について、各常任委員長にそれぞれの議案審査に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、太田洋一郎君。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） 総務常任委員長の太田です。委員会審査の報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

日時、令和6年12月9日月曜日、議案審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第1委員会室。

出席者及び担当課は、記載のとおりです。

書記は、議会事務局。

事件の番号、議案第77号、件名、工事請負契約の締結について。

経過及び理由。本議案は、11月5日に要件設定型一般競争入札を実施し、株式会社日建総合建設が消費税を含む1億4,130万1,160円で落札。11月8日付で仮契約を締結したものを本契約にするため、由布市議会の議決に付すべき契約及びその他重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

委員会からは、バス事業者に安全対策についての計画を盛り込み、協議を進めていくことを財政課を通じて湯布院地域振興課に指導するよう意見を付しました。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第80号、件名、由布市行政区設定条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、自治委員を置くことが困難と認める行政区に対し、それに代わる措置を講じること、その他所要の改正を行うことについて議会の議決を求めるもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第86号、件名、由布市道の駅ゆふいんの指定管理者の指定について。

経過及び理由。本議案は、施設の指定管理期間が令和7年3月末をもって終了することに伴い、指定管理者選定委員会の審査を経て、指定管理者候補者として有限会社ゆふいん道の駅が選定され、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者として指定するため議会の議決を求めるもの。

由布市道の駅ゆふいんの指定管理者候補選定に当たっては、由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第2号（公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が期待されると市長等が認めたとき）により、公募によらない候補者の選定がなされました。

委員会からは、今後の営業も含め、次回の運営管理について評価が上がるよう努力をしてほしいとの意見が出た。また、指定管理者の附帯施設の設置及び維持管理に関する申出等については慎重に判断するように意見を付す。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第87号、件名、証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止に関する協議について。

経過及び理由。本議案は、令和7年度末をもって、おおいた広域窓口サービスを終了し、証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約を廃止することについて大分市ほか15市町と協議をしたため議会の議決を求めるもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第88号、件名、令和6年度由布市一般会計補正予算（第8号）。

経過及び理由。本補正予算は、一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億3,358万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を257億9,044万1,000円とするもの。

歳入として、地方特例交付金や国庫、県支出金、地方債などの特別財源の増額が主なもの。

歳出の主なものとして、庄内地域コミュニティ形成促進事業は、地域まちづくり協議会に対し協議会に寄附されたふるさと納税を活用した地域まちづくりの活動促進交付金210万8,000円を計上し取組を進めるもの。

財政調整基金については、令和6年12月補正予算後の残高が13億5,618万1,000円との説明を受けた。

委員会からは、年度末に向け、財政調整基金の回復を図るようにとの意見が出た。

審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第93号、件名、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、特別職の職員で常勤のものの給与改定に鑑み、由布市議会議員の期末手当の支給月数を改正するもの。

委員会では、各県下及び県内の他自治体の対応状況などを考慮し、さらに由布市議会議員の報酬を県内の他市議会議員の報酬と比較したところを踏まえ、改正が適正であるとの説明を受けた。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第94号、件名、由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、一般職の職員の給与改定に鑑み、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給月数を改正するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第95号、件名、由布市職員の給与に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、人事院勧告及び大分県人事委員会勧告に鑑み、職員の給料表及び期末・勤勉手当の支給月数を改正するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第96号、件名、令和6年度由布市一般会計補正予算（第9号）。

経過及び理由。本議案は、給与管理費等について、条例改定に伴い給料及び期末・勤勉手当の増額を計上し、補正額7,576万2,000円を追加し、予算の総額を258億6,620万3,000円とするもの。歳入では基金繰入金を、歳出では給与管理費、繰出金それぞれを増額するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上でございます。御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、教育民生常任委員長、田中真理子さん。

○教育民生常任委員長（田中真理子君） 教育民生常任委員長、田中真理子です。本委員会に付託されました案件について報告をいたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記。

日時、令和6年12月9日月曜日、議案審査、現地調査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第2委員会室。

出席者は、記載のとおりです。

担当課も、記載のとおりです。

書記は、議会事務局です。

審査結果、下記のとおり。

事件の番号、議案第81号、件名、由布市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、災害弔慰金及び災害障害見舞金において、支給に関する事項について調査審議をする由布市災害弔慰金等支給審査委員会を設置するため、条例の改正を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第82号、件名、由布市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の改正を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第83号、件名、由布市民運動場条例等の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、社会体育施設使用料の支払い方法にキャッシュレス決済機能を搭載した公共施設予約システムを新たに運用することに伴い、地方自治法第231条の2の3第1項に基づく指定納付受託者制度により、オンラインでのキャッシュレス決済を導入するため、由布市民運動場条例等の改正を行うもの。

今回の改正によって運用される新システムにより、オンラインでの本予約とキャッシュレス決済が同時に可能になること、また、従来と同様に窓口での支払いも引き続き可能であるとの説明を受けた。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第84号、件名、由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定について。

経過及び理由。本議案は、指定管理期間が令和7年3月をもって終了することに伴い、指定管理者選定委員会の審査を経て、指定管理者候補者として由布市社会福祉協議会が選定されたことにより、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者として指定するための議会の議決を求めるもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第88号、件名、令和6年度由布市一般会計補正予算（第8号）。

経過及び理由。当委員会に係る歳出の主なものとして、3款1項3目の自立支援事業18節6,232万3,000円の増額は、障害福祉サービス等利用者の増加等によるもの。

2項2目の保育所活動給付事業、22節の2,549万5,000円の増額は、国県の過年度精算返納金によるもの。

4款1項1目の健康温泉館利用促進事業14節313万1,000円の減額は、健康温泉館の配管等修理工事に伴う入札残との説明を受けた。委員会からは、引き続き同施設に不具合が生じた際には計画的に改善を行っていくよう意見を付した。

10款1項2目の教育環境管理充実事業17節262万7,000円の増額は、小学校5校の机、椅子を購入するもの。なお、小学校の机、椅子については、令和7年度から順次、新JIS規格を主として入替えを進めていく構想であるとの説明を受けた。

6項2目の湯布院公民館事業17節999万6,000円の増額は、ゆふいんラックホールに設置するピアノを購入するもの。担当課からは、由布市内に現存するピアノの移設についても検討をしたものの、設置後の用途を考慮するとコンサート用のピアノのほうが妥当であること、ホールの規模に適していること、かつ国産のピアノのほうが日本の気候、温度や湿度に適していることなどの理由により、購入が望ましいとの結論に至った。また、設置後の維持管理については、除湿対策や振動対策などに加えて、調律師による保管状態などの点検業務を講じていく予定であるとの説明を受けた。

7項1目の競技スポーツ振興事業18節200万円の増額は、大分県スポーツ合宿誘致推進協議会負担金で、市内で合宿を行う団体への助成対象となる経費を県と市で負担するものとの説明を受けた。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第89号、件名、令和6年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第

3号)。

経過及び理由。本補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ14万8,000円を追加し、予算総額を40億7,829万6,000円とするもの。

主な内容として、歳入では基金繰入金を、歳出では医療費増加抑制事業費を増額するものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第90号、件名、令和6年度由布市介護保険特別会計補正予算(第2号)。

経過及び理由。本補正予算は、歳入歳出にそれぞれ252万9,000円を減額し、予算の総額を45億4,749万2,000円とするもの。

主な内容として、歳入では一般会計繰入金、介護保険事務費交付金を、歳出では一般管理費を減額するものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第96号、件名、令和6年度由布市一般会計補正予算(第9号)。

経過及び理由。当委員会に係る主なものとして、外国語指導助手派遣業務委託の1,003万2,000円、AIドリル使用料の178万5,000円、以上の2件については債務負担行為補正を行うもの。

いずれも、令和6年度において公募型プロポーザルによる業者の選定と、翌年度の契約を行うためとの説明を受けた。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上です。御可決賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長(甲斐 裕一君) 次に、産業建設常任委員長、田中廣幸君。

○産業建設常任委員長(田中 廣幸君) 産業建設常任委員長の田中廣幸です。委員会審査報告をいたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

日時、令和6年12月9日、11日、議案審査、まとめ。

場所は、本庁舎新館3階、第3委員会室とゆふいんラックホールの2階、会議室1です。

出席者は、産業建設常任委員全員です。なお、11日の審査については、長谷川委員は欠席と

なっております。

担当課は、記載のとおりです。

書記は、議会事務局です。

審査結果。事件の番号、議案第78号、件名、由布市ポイ捨て等の防止に関する条例の制定について。

経過及び理由。本議案は、観光地におけるごみの散乱が社会的な問題となっており、湯布院地域においても同様の問題が発生し対策を求められていたことを背景に、市民、事業者、交流者に対し、環境を保全し清潔な町を保つことへの協力を求め、安全で快適な生活環境の確保を目指し、ポイ捨て等の防止に関する条例を制定するものである。

説明を受けた中では、重点区域に指定する予定の地域団体の方々を通じて条例の周知を行いながら、新たな地元協議会の設立も予定しており、民間協力も得ながら美化意識の醸成を目指していきたいとの説明を受けた。

委員会としては、勧告、命令の実務的なルールづくりや地域団体に加入していない事業者及び湯布院に訪れる観光客への周知、また、周知に協力していただきたい事業者との協議など、来年4月施行に向けての準備を早急に進め、早期の周知により理解が得られるよう努めることの見解を付す。

なお、今回2日にわたり執行部からの説明を受けることとなったが、詳細な説明をするに当たり、必要な資料及び説明を行う体制や各課連携等は事前に精査した上で委員会に臨んでいただきたい旨を申し添える。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第79号、件名、由布市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について。

経過及び理由。本議案は、農業集落排水事業における公営企業法の財務規定を適用し、公営企業会計へ移行するのに必要な規定を定めるものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第85号、件名、由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定について。

経過及び理由。本議案は、公募により申請のあった2者に対し選定委員会の審査を行い、選定された指定管理候補者である「株式会社小畑不動産リース」を庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者として指定するものである。

委員会として、特産品販売所として庄内町あるいは由布市で生産される特産品の販売を主な業務と位置づけていることを鑑み、執行部としては事業計画や報告書の確認を丁寧に行い、必要があれば指導等していくことで地元特産品の発信や新規開拓につながっているかの確認を堅実に実施していくよう意見を付す。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第88号、件名、令和6年度由布市一般会計補正予算（第8号）。

経過及び理由。本補正予算の当委員会における主な審査項目として、歳出における4款2項1目ポイ捨て防止事業403万6,000円の増額は、ポイ捨て防止条例の制定に合わせ、来年4月の施行に向けての準備に係る予算として、ごみ箱や調査員用腕章等の購入、啓発用チラシ作成、喫煙所や看板の設置等に要する費用を計上するもの。

6款1項3目就農支援事業の農業活性化・スタートアップ圃場設置事業補助金81万8,000円は、庄内町柚ノ木のスタートアップファームに設置している調整庫を改修し、窓と断熱材を取り付けるためのもの。

8款2項2目道路整備事業（社会資本整備事業（改良））4,000万円の減額は、市道向原野田線において、工事延長を国庫補助対象区間のみに縮減したことによるもの。

11款1項1目農業用施設災害復旧費3億3,125万1,000円、同項2目林業施設災害復旧費1,020万円及び同款2項1目公共土木施設災害復旧費3億7,182万9,000円の増額は、令和6年台風10号災害に係る復旧事業費である。

ポイ捨て防止事業に関し、委員会として、事前周知や必要な物品などを早期に準備することで、円滑な条例施行を迎えられるよう効果的な予算執行に努めることの意見を付す。

また、農業用施設災害復旧費に関し、執行部からは水路関係を優先的に復旧していくことの説明を受けた。委員会として、来年の作付に間に合わない方々に対し理解を得られるよう、その工期を含め、早めの事前周知を行う方法を検討することの意見を付す。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第91号、件名、令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）。

経過及び理由。本議案は、令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計予算における歳入歳出予算に594万5,000円を増額し、総額を1億95万8,000円とするもの。

主な補正として、施設維持管理に係る電気代、水道代の不足による141万5,000円の増額及び劣化によるポンプ等施設の修繕に係る費用451万円を増額するものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第92号、件名、令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）。

経過及び理由。本議案は、令和6年度由布市水道事業会計予算における収益的収入を2,083万8,000円増額し、総額9億320万8,000円とし、収益的支出を1,475万円増額し、総額8億5,411万8,000円とするもの、並びに資本的収入を9,162万5,000円増額し、総額9億7,087万3,000円とし、資本的支出を9,716万6,000円増額し、総額12億8,738万4,000円とするもの。

収益的収入については、確定申告に基づく消費税精算還付金である。

収益的支出については、共済費の増額及び各施設の電気代や修繕費の増額によるものである。

資本的予算については、湯布院庁舎周辺、県道湯平温泉線及び市道梅木2号線における配水管布設替え工事によるもので、当該事業に関する収入の補正として、水道事業債及び県補助金を増額するものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第97号、件名、令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）。

経過及び理由。本議案は、令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計予算における歳入歳出予算に23万9,000円を増額し、総額を1億119万7,000円とするもので、条例改正に基づき給料及び手当を増額するものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第98号、件名、令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第4号）。

経過及び理由。本議案は、令和6年度由布市水道事業会計予算における収益的支出を33万9,000円増額し、総額8億5,445万7,000円とするもの、並びに資本的支出を33万6,000円増額し、総額12億8,772万円とするもの。

いずれも条例改正に基づき給料及び手当を増額するものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上です。慎重審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 各常任委員長の報告は終わりました。

これより審議に入りますが、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する

疑義にとどめることをお願いしておきます。

まず、日程第2、議案第77号、工事請負契約の締結についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） おはようございます。それでは、議案77号についてお聞きしたいと思います。

本建設工事請負仮契約書中の解体工事に要する費用等のところですが、これ、民間企業が所有する民地の舗装の解体工事が今回含まれておりますが、その点について、委員会としてはどのようなお話があったのかお聞きしたいのと、また、建設工事に関わる資材の再資源化等に関する法律に対する記載方法、今回、由布市が発注元にはなっておりますが、工事をする場所は、先ほど言いました民間会社所有の私有地ですので、その際の記事方法等はどのようにするのか、説明があったのかお聞きしたいと思います。

もう一つ、先ほど全員協議会で本議案の審議をしたときに、まだ説明が足りなかったということで、先ほど全員協議会の中で説明がありました。また、委員長報告がありましたが、今朝の全員協議会の中での質問が委員長報告のほうには反映されないということでしたので、その点について、委員長としてどのようにお思いかをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） お答えします。

先ほど御質問がございました再資源化等に関する費用等、それに含めての部分は、詳細な説明はいただいております。それにおきまして、それに対しての協議はしていません。

委員長報告に対して詳細がというところでございますが、あくまでもこの工事請負契約の締結についてということの議題でございまして、11月8日付の仮契約を締結したものを本契約にするための議案として、今回、財政課から詳細説明をいただいたわけでございますけれども、それについて協議をしたということでございます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 解体工事に関する部分で詳細な協議を行っていないということがあれば、これをいま一度、しっかりと協議していただきたかったなと思うところです。今回、民間所有地、市の市道とか公共物をするわけではなく、民地、しかも、今後この場所で利益を得るであろう民間会社の土地でございますので、その点をしっかりと協議していただきたかったなと思います。

また、全員協議会の中でも総務常任委員の方と、あと他の委員会の方からも質疑が出ておりました。その中で、現状の設計で出ている分とは違うような意見が出ておりましたので、そうなる、今回の仮契約書の中でも解体工事に係る費用が変わったりとか、あとまた発生土の搬出先等

の話も変わってくるのかな、発生量が変わってきますので。その点の質疑をするためには今朝の全員協議会ではなくて、常任委員会に付託されておりますので、しっかりと常任委員会の中で審議をして、総務委員長の報告をいただきましたかったなと思います。

その2点について、再質問ではないですが、委員長のお気持ちをお聞かせ願えればと思います。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） お答えいたします。

この議案に関係して、まず予算等は9月議会において上程されて、その中でかなり協議をされた、そこで予算案を含めて議決をいただいたという議案でございます。それに対して、予算案が議決されたというところに伴って入札等を行った中で本契約に至るところの流れの中の議案でございます。あくまでも議決を経た中で、今回入札を行ったと、それに対して本契約をというところを御理解いただきたいというふうに思っております。

また、この後、この計画に対して、今月の17日でございますか、事業者、そしてまた入札予定者と協議をするというところの中で、先ほど高田議員が言われたような部分もしっかりと協議をしていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありませんか。加藤幸雄君。

○議員（10番 加藤 幸雄君） 今回の中で、公の施設の廃止に関する部分があるかと思うんですけども、その辺は、ここからここまでが廃止するんだとか、そういう分筆というか、そういう話はあったかどうか。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） その部分は具体的には説明をしておりませんし、また、その御質問の内容は9月議会でもかなり議論されたのではないかなというふうに思っておりますが、以上です。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 反対の立場で討論させていただきます。

本契約に関しては民間企業所有の私有地が含まれる工事となっております。また、その民間所有地を今後整備した後に利用していく中で、この民間事業者が利益を得るところであります。その利益の分配——公共工事ですので、公金を使っておりますので、市に対する利益の分配という言い方がいいのか分かりませんが——共同所有の中で市民のためにもなるような話ができているのかという考えになったときには、ちょっと私は、今回この入札契約に関しては賛同できません

ので、反対として反対の討論とさせていただきます。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに反対討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） ないようでしたら、賛成討論はありませんか。佐藤郁夫君。

○議員（13番 佐藤 郁夫君） 13番、佐藤郁夫です。私は、この契約につきましては賛成の立場で討論しますが、少し考え方をまとめてみました。このように1億5,000万円の工事になりましたら、重要な契約の締結のような地方公共団体の重要な経済行為に関しましては、住民の利益を保障するとともに、これらの事務処理が住民の代表の意思に基づいて常に適正に行われることを期するという意味におきまして、具体的な契約の締結についても議会の審議を経ることとしていますから審議をしています。

その中で、議会の議決を要する工事請負につきましては、いかなる事項を議案の内容とするかは、地方自治法上の明文の規定はございません。しかし、一般的には、契約の目的、方法、金額、相手方等を明示すればよいと、この行政実例等は示されております。

ただ、こういう入札でございますので、例えば、入札に関して業者間に談合があったとか、そういううわさが流されたとか不穏当なことがあれば、市民の利害に関することはやっぱりどうかと。議会としてこれを議決するか、または一定期間、審議を延ばしていくか、そういう方法がございませぬけれども、今回は、やはり長の執行に関することでも予算決議もしておりますし、そういううわさも聞いておりませぬ。したがって、この工事契約をきちっと契約して市民のために工事をすべきだと、そういう立場で私は賛成討論といたします。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに賛成討論、ある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。（「賛成があったら反対の討論を……」と呼ぶ者あり）反対討論。鷺野弘一君。

○議員（11番 鷺野 弘一君） 今、佐藤郁夫議員の言われたのは確かだと思いますが、私は反対の立場としまして、この入札までに、ここはバスターミナルを造るということで安全対策はどうなっているか、今の設計上で、これで本当に大丈夫ですか、こういうところを払拭してくださいと、改善をしてくださいということを申し入れているけれども、今回この入札までに、そういう説明がなかった。そういうことにおいて、まだまだやはり問題点があるんじゃないかということで提議をして、私たちの悩みを払拭してくれた上で入札をするということになっていましたが、まだ予算執行前にそういうこともできていません。これは、まさに議員をないがしろにしているんじゃないかというふうに思っておりますので、私は反対とします。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに賛成討論はないですか。加藤裕三君。

○議員（7番 加藤 裕三君） 私は賛成の立場で討論したいというふうに思います。

先ほど、佐藤郁夫議員が申したとおり、本議案に対しての質疑、討論であります。本来は9月議会でそういった全ての討論を終え、今後の市民のため、そして五差路周辺、駅前周辺の全体的な交通渋滞の緩和や安全対策を取るための事業と私は思っておりますので、今回9月議会で予算決定をいたしました。その後の執行権としての行政側の入札に対しての疑義はございませんので、賛成討論といたします。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） これで討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立13名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。再開は11時15分といたします。

午前11時03分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

次に、日程第3、議案第78号、由布市ポイ捨て等の防止に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第79号、由布市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第5、議案第80号、由布市行政区設定条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） 17番、佐藤孝昭です。議案第80号を委員長にお尋ねいたします。

この自治区の条例を見ますと統合しておるので自治委員数が変わっておりますけれども、この自治区というのが自治区自体、総意でそういうふうな形をすればこういうふうになるのか。

それともう一点、この議案の中の部分に、「それに代わる措置を講ずること、その他所要の改正を行うことによる」と提案理由がなっております。これについて、置かない場合の措置や取扱いが決まっているのか。例えば、市が、自治委員をできないと言われれば、市長が認めれば、由布市が自治委員を代行してやるのか、そのような話があったか、お教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） お答えいたします。

先ほどの御質問で、要は置かなかった場合の措置ということでございますけれども、いろんなケース・バイ・ケースがあると思います。

今回、担当課に相談に来られている自治区として自治委員を置けないというところの相談に対して、どこまでできないのかというところで、例えば自治委員の総会であるとか、あとブロック長みたいな、そういった役はもう受けられませんと。あくまでも会議に出席するのがなかなか厳しいというふうな状況の中で、ただ地区の中で自治配付でありますとか、そういったことは行えるというふうなことの相談を受けて、自治分配のそういった配付等をお願いしますねと。その代わり、そういった会議等には出席をしなくてもいいですよというふうになったというふうに報告を受けております。ですから、あくまでもケース・バイ・ケースというところで対応していきたいというふうな説明を受けました。

ただ、行政職員等が行って自治委員の代わりをするというのは、今のところは考えてはいないけれども、今後の課題として検討していきたいというふうな説明はいただきました。

それと総意をもってというところでございますけれども、あくまでも自治区として総会で議決を採るという場合に、例えば合併をしなければならないのか、それとも、あくまでも自治委員を置けないというところなのかというところも含めて、そういう状況であれば、例えば総会等に諮る前に一度御相談いただきたいというところで、まず担当課に相談をしていただきたいというところは御説明をいただきました。あくまでも相談を受けた中で、先ほども申しましたようにケース・バイ・ケースで対応していきたいと。どこまでができるのか、どこまで、どれから先ができないのかというところも見極めながら、自治区のあるべき姿というのを寄り添って指導していきたいというふうな説明をいただきました。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） 苦しいながら、少数の自治区の区民のところも、やはり自治区のために自治委員を置いて運営をしている地区はたくさんございます。そういうところが軽々に、そのときの一時的な状況や一部の住民の方々、ちょっと声の大きいというか、そういう方々が主導していったときに軽々に、こういうことができたときに自治区というものがなくなっていくことも懸念されます。

先ほども言いましたけども、市が、相談すれば対応するということがまかり通っていけば、由布市自体の市職員の仕事もまた増える話にもなりますし、そこならでの担当課も増えていく形にもなっていきそうな気がします。この条例の中身の部分が、そういったことが軽々にできるものではない、よほどなところをこうなれば、こういう措置になるというような具体的なことを考えていかないと、相談に乗るぐらいのレベルでやっていただいたら、もう自治委員なんかしたくないよというようなことが多い地区が多いと思うんです。そういったところに、この条例をもって軽々にこんなことをされると困る地区も出てくるのではないかなというふうに、市が困るんじゃないかなと思っておりますので、その辺のところの協議がちょっと懸念されるので、ちょっと質問させていただきました。

最後に委員長、この部分について、どう理解をしているのかだけ教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） もちろん、言われるように、軽々に、もう自治委員を置けんと、自治委員に成り手がいないというところの中で相談を受けて、そうですねというふうにはならないと思います。あくまでも、自治区というのは非常に歴史があることもございますし、御相談を受けたときに、何とか自治委員を輩出していただけないだろうかというふうな協議から、まず始まっていくと思います。

ですから、先ほど懸念されるように、じゃあうちも、じゃあうちもというふうにならないようには、担当課としても十分に配慮しながら注意しながら進めていく、相談に乗っていくというところ

ころで、もう最後の最後の最後の手段で、もうどうしても自治委員は選出できないということになれば、そのときは、先ほども言いましたようにケース・バイ・ケースとして御相談に乗って進めていくということもございますけれども、あくまでも149自治区を何とか維持していくと、自治委員を輩出していただく努力は担当課としてしっかりとやっていただくということは、もちろんそれがイロハのイだというふうに思っておりますので、我々総務としても、しっかりとそのところは見極めていきたいというふうに思っております。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第81号、由布市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第82号、由布市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第83号、由布市民運動場条例等の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第84号、由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定についてを議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定によって、由布市社会福祉協議会の副会長であります淵野けさ子さんの退場を求めます。

〔14番 淵野けさ子君 退場〕

○議長（甲斐 裕一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

それでは、瀏野けさ子さんの入場を許します。事務局、連絡をお願いします。

〔14番 瀏野けさ子君 入場〕

○議長（甲斐 裕一君） 議案第84号は可決されましたので、お知らせをいたします。

次に、日程第10、議案第85号、由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第86号、由布市道の駅ゆふいんの指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第87号、証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止に関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第87号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第88号、令和6年度由布市一般会計補正予算（第8号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 教育民生常任委員長にお聞きいたします。

6款2項の湯布院公民館事業17節ですが、委員長報告の中、由布市内に現存するピアノの移設について検討したものの、設置後の用途を考慮するとコンサート用のピアノが妥当という報告を受けておりますが、この費用面に関してはどのような検討をされたのか。移設する場合の費用、新しく買った場合との費用の差が分かれば、お知らせください。

○議長（甲斐 裕一君） 田中真理子さん。

○教育民生常任委員長（田中真理子君） 購入については見積書を取ってあれしましたけど、そこまでは今回は聞いてはおりません。一番ここのコンサートホールに合うピアノをどこにしようかということで見積りを取り、それに決めたということはお伺いしております。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 今回、これは予算に該当することなので、そのような意見が出ているんであればしっかりと予算、移設した場合の費用対効果という言い方でいいですかね、新しく買った場合と既存のものを利用した場合の費用の差をしっかりと審議していただきかったなと思っておりますが、その点については、いま一度、委員長のお考えをお聞かせください。

○議長（甲斐 裕一君） 田中真理子さん。

○教育民生常任委員長（田中真理子君） やはり細部にわたって予算を立てる場合は、どういう状況で予算を立てるのかというような、そういった検討は必要かなと思います。今回はクラウドファンディングを受けてピアノを購入したいというような考えがありましたので、それに沿って今回はしております。

でも、現実としてピアノを市の予算で買うときには、そういった状況、環境等も検討しながら購入するほうがいいのかなど、私個人的にはそう思います。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第88号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第89号、令和6年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第89号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第90号、令和6年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第90号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第91号、令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第91号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第92号、令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第92号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第93号、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 委員長にお聞きいたします。

委員会報告では、委員会で、各県下及び県内の他自治体の対応状況などを考慮し、さらに由布市議会議員の報酬を県内の他市議会議員の報酬と比較したところを踏まえ、改正が適正であるという説明を受けたとありますが、議案質疑でもお聞きしましたが、我が由布市民の今の経済状況等を鑑みるような意見があったのか、それと行政側から報告があったのかお聞きしたいのと、また、これの報酬が上がる分の財源は何なのか教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） お答えいたします。

市民の財政状況を鑑みてというところは審議されたのかというところでございますけれども、先ほど御質問にもあったとおり、物価高騰の折、非常に厳しいというのは我々も存じております。

ただ、担当課からの説明の中で、また、こちらからの質疑の中で大分県下のほかの議会を照らし合わせたときに、例えば由布市の市議会が突出して高く頂いているということでもない。

2期議員さん以上の方であれば記憶にあると思うんですけども、議員定数を削減しようとした

議論をする中で、他自治体の取り巻く状況というところでその数字も出ておまして、その当時、由布市は意外ともっていないなというふうなところの記憶もある方もおられると思います。

そういった折、やはり物価高騰というのは我々議員にもものしかかってくることでございます。議員活動に伴い、例えば相談者の方のところに行ったりとか、現場に行ったりとかそういった中で、例えば自動車を使う場合に、ガソリン代の高騰であるとか、そういった議員活動に関わることに對しても非常に物価上昇が重くのしかかっているというのも現状でございますので、今回、我々の委員会としても、担当課の説明と同時に、やはりそれは妥当であろうというようなことの判断を下させていただいたというところで、全会一致で賛成というふうになっております。以上です。

財源でございますけれども、これは一般財源で財政調整基金を充てるというふうなことの説明をいただいております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに。高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 財源が一般財源からということであれば、由布市の市民の皆さんも我々同等に物価高騰をしている中で、委員長の説明も分からないでもないんですが、私たちが、今回上がる分の元が市民の皆様から頂いている税収からということになりますと、何だかすごく不思議に思うところがありますが。

今回上がる分に関してでいえば、一般財源からの支出額というのは大体いかほどになるのか。そうなった場合には、由布市民の人口割でいったときには大体どれぐらいの、市民1人当たりの負担率になるのかをちょっと聞いているのであれば教えていただけますか。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） そこまでの詳細な数字は聞いておりません。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第93号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第94号、由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一

部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第94号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第95号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第95号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第96号、令和6年度由布市一般会計補正予算（第9号）を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第96号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第97号、令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第97号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第98号、令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第4号）を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第98号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（甲斐 裕一君） 次に日程第24、予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。令和7年度当初予算議案の審査及び調査のため、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、18人の議員全員で構成する予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、18人の議員全員で構成する予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第9条第2項の規定により、予算特別委員会委員長、副委員長の互選をお願いします。

ここで暫時休憩します。

午前11時47分休憩

.....

午前11時47分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

休憩中に予算特別委員会の委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いていますので報告いたします。

委員長に佐藤孝昭君、副委員長に太田洋一郎君、以上のとおり互選された旨を報告がありました。

ここで暫時休憩します。

午前11時47分休憩

.....

午前11時47分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

お諮りします。ただいま議員発議として発議1件及び各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。ついては、この2件を日程に追加し、議事日程第6号の追加として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、この2件は追加日程第1から追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 発議第6号

○議長（甲斐 裕一君） まず、追加日程第1、発議第6号、子どもたちのゆたかな学びの保障のための長時間労働是正を求める意見書についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。16番、田中真理子さん。

○議員（16番 田中真理子君） 発議第6号、子どもたちのゆたかな学びの保障のための長時間労働是正を求める意見書。

上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年12月13日、由布市議会議長、甲斐裕一殿。

提出者、由布市議会議員、田中真理子。

賛成者、由布市議会議員、志賀輝和、同じく佐藤郁夫、同じく加藤幸雄、同じく吉村益則、同じく首藤善友。教育民生常任委員全員です。

提案理由は、学校の長時間労働是正に資する政策の実行を求めるため。

次ページをお開きください。

子どもたちのゆたかな学びの保障のための長時間労働是正を求める意見書。

今、学校現場では、職員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教員不足により子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしています。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働是正が喫緊かつ最大の課題です。2024年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労基法時間外上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、給特法適用の教員については上限方針が守れていない状況が続いています。

「骨太方針2024」では、中教審「審議のまとめ」をふまえ、「2026年度までを集中改革期間とし、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める」「2025年通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど給特法改正案を提出する」としています。

学校の働き方改革の前進をはかる観点から、まずは具体的な業務削減、教員の業務負担軽減につながる教職員定数改善などを策定・実施すべきです。

持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びが保障されるためには、教職員の長時間労働是正と、義務教育無償の原則により教育の機会均等と教育水準の維持向上をはかる義務教育国庫負担制度の拡充が両輪として必要不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、学校の長時間労働是正に資する政策が実行されるよう、下記の措置を講じるよう強く要請します。

記。

学校の働き方改革推進のため、以下の事項を実施すること。

- 1、長時間労働の一因となっている給特法について、教員のいのちと健康が守られるよう見直しを検討すること。
- 2、学習指導要領の内容の精選や標準授業時数の削減等を行うとともに、部活動の地域移行を進めること。
- 3、子どもたちの学びの充実や教育環境の整備に向け、人の配置・確保も含め、必要な財源確保等を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

大分県由布市議会議長、甲斐裕一。

宛先は、内閣総理大臣石破茂殿、衆議院議長額賀福志郎殿、参議院議長尾辻秀久殿、文部科学大臣あべ俊子殿、財務大臣加藤勝信殿、総務大臣村上誠一郎殿。

以上です。よろしくお願いをいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、発議1件の提案理由説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの発議1件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定しました。

まず、追加日程第1、発議第6号を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第2. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（甲斐 裕一君） 次に、追加日程第2、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておりますように閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたします。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これで令和6年第4回由布市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時56分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員